平成29年5月

障害者差別解消法に係る再周知要請等について

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　製造産業局素材産業課

　昨年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、1年が経過しました。同法の更なる普及啓発と適切な運用のため、以下の御協力をお願いします。

１．貴団体の加盟企業等に対する障害者差別解消法の再周知要請

平成27年11月、当省は、障害者差別解消法に基づき、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年経済産業省告示第250号。以下、「対応指針」という）を策定、公表し、策定当初と昨年末に貴団体の加盟企業等に対する周知をお願いしたところですが、同法施行後1年が経過したところ、対応指針の内容について再度伝達いただくとともに、障害者差別解消法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知をお願いします。

２．貴団体の加盟企業等における「不当な差別的取扱い」等の好事例の収集

　昨年度も同様の依頼をいたしましたが、障害者差別解消法の運用をさらに実効性のあるものとしていくため、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」「環境の整備」の事例を収集させていただきます。

　つきましては、貴団体の加盟企業等において、障害者に対する「合理的配慮の提供」の好事例がございましたら、別添３の調査表に記入の上、以下の要領にて御返送ください。なお、既に貴団体において取りまとめているものがございます場合は、そちらをそのまま御送付ください。

　なお、前回の調査に基づき、内閣府が「合理的配慮の提供等事例集」を作成しておりますので、併せての周知をお願いいたします（別添４）。

　【回答要領】

回答期限：平成29年6月8日（木）

回答先：（メール）keizaisangyo-sangyojinzai-s@meti.go.jp

（FAX）03-3501-0382

　　　　（郵送）〒100-8901　東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室　酒井

３．貴団体の加盟企業等に対する障害者雇用促進法の再周知要請

障害者差別解消法と同じく、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号。）についても、昨年4月に施行されています。

同法は、事業主の障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定めております。同法についても、これまで、障害者差別解消法と併せて貴団体の加盟企業等に対する周知をお願いしてきたところですが、再度の周知をお願いします。

【関連資料】

別添１「障害者差別解消法リーフレット」

別添２「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

別添３「調査表」

別添４「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」

別添５「障害者雇用促進法改正法パンフレット」

（お問い合わせ先）

　経済産業省経済産業政策局産業人材政策室　担当：松崎、酒井

　電話：03-3501-1511（内線2671）、03-3501-2259（直通）

FAX：03-3501-0382

製造産業局素材産業課　担当：町田、喜瀬

電話：03-3501-1512（内線71686）、03-3501-1737（直通）

FAX：03-3580-6348